

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人が法定代理人の場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者がいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者がいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
2	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
3	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
4	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月13日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月28日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 5日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 8年 6月11日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 8年 6月24日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 5月13日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 16.58平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 75.97平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目1427番地5 |
| | 家屋 番号 | 1427番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.73平方メートル
2階 40.57平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 4月 9日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 16.58平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 75.97平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目1427番地5 |
| | 家屋 番号 | 1427番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.73平方メートル
2階 40.57平方メートル |



令和7年(ケ)第469号
令和8年1月5日受理
令和7年 月 日提出
8.2.19

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 16.58平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 75.97平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目1427番地5 |
| | 家屋 番号 | 1427番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.73平方メートル
2階 40.57平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府東大阪市新池島町1丁目15番4号		
土 地	物件1、2		
現況地目	■宅地(物件2) ■公衆用道路(物件1) □ (物件)		
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本物件2土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建 物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	■ない 種類: □ある 構造: } 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 所有者の姓が表示されている。
- 2 郵便受けの表示 なし

(目的土地の現況について)

- 1 目的各土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図（物件2は残地計算によるもの）のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 物件1は公衆用道路として利用されている。物件2は目的建物の敷地となっている。
- 3 物件2の北側接面道路（物件1を含む。）は、建築基準法上の道路である。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。
- 4 目的建物は、2階南東側洋室にロフトが存在する。
- 5 目的建物の屋根には、太陽光発電パネルが設置されている。
- 6 目的建物は、リフォーム後の経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

- 1 所有者の破産管財人弁護士から、本物件については、財団放棄済みである旨の回答書が提出されている。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<ol style="list-style-type: none">1 本物件は、私と家族が住居として使用し、居住しています。2 本物件内で、誰かに貸している部分などはありません。3 本物件内で、ペットを飼ったことはありません。4 本物件はオール電化の物件です。屋根上に太陽光発電パネルを設置しています。5 本物件は、5年ほど前にリフォームをしています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

(目的物件の占有関係)

関係人の陳述、回答書、ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

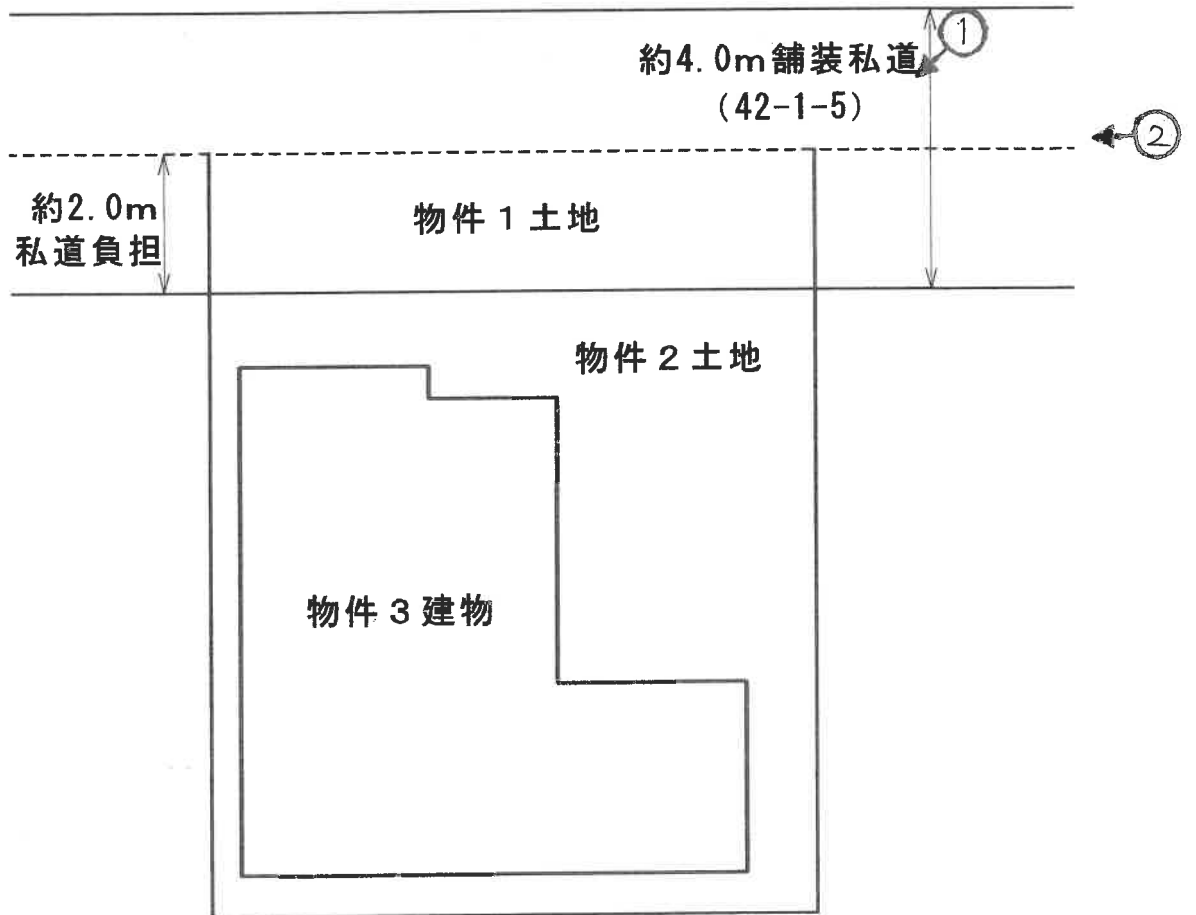
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月5日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者宛）
令和8年1月8日 13:40 - 13:50	東大阪市役所	道路等調査
令和8年1月9日 10:35 - 10:45	物件所在地	物件および占有調査、照会書交付（居住者宛）
令和8年1月9日 15:20 - 15:25	中之島図書館	物件等調査
令和8年1月20日 11:55 - 12:00	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年2月4日 13:50 - 14:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

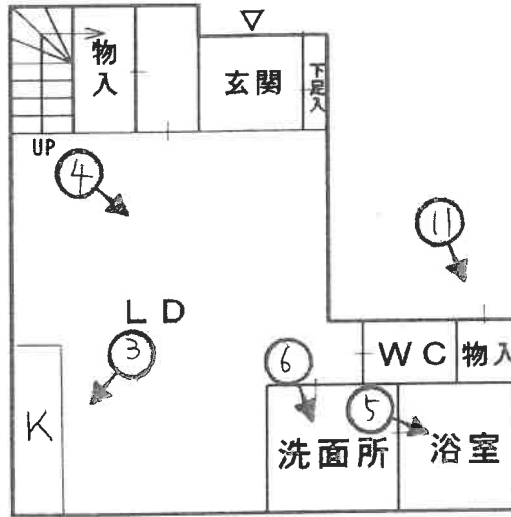
土地建物位置関係図

令和7年(ケ)469号
東大阪市新池島町1丁目1427番17、1427番5

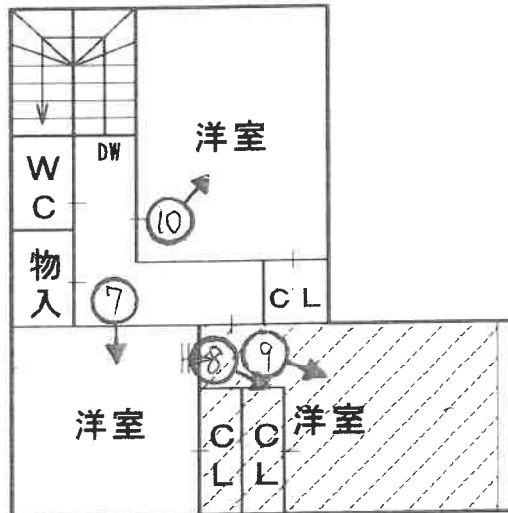


間取図 (概略図)

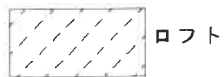
令和7年(ケ)469号
東大阪市新池島町1丁目1427番5の2



1階



2階



【写真】

①



目的建物

②



物件 1

③



④



⑤



⑥



⑦



⑧ ロフト奥の収納スペースの状況



⑨



⑩



⑪



⑫ 太陽光発電パネルの状況



目的建物

(14 枚目)

令和 7年 (ケ) 第469号
令和 8年 2月 4日 現地調査
令和 8年 2月12日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

正井 智子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,160,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 80,000 円
物件2	金 3,250,000 円
物件3	金 4,830,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2, 3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1, 2	所 在 等 地 番 目 積 地 積	物件目録記載のとおり	物件目録と地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。その他については下記特記事項記載のとおり。
3	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 ・ 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1, 2	<p>(1) 物件1土地は、物件2土地が接面する私道を負担しており、現況を公衆用道路と判定した。</p> <p>(2) 物件2土地は、物件3建物の敷地として使用されている。</p>		
3	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄奈良線「東花園」駅の南東方約1,080m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。付近の道路の幅員，系統・連続性は，概ね普通である。最寄駅までは概ね徒歩圏に在り，最寄駅周辺にスーパーマーケット等も存することから，日常の生活利便性は概ね普通である。今後，特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他規制	宅地造成等工事規制区域，日影規制，立地適正化計画（居住誘導区域）	
画地条件 （宅地部分）	規模	約 75.97㎡	
	形状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	間口約8.3m，奥行約8.9m	
	高低差等	道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路	北側	幅員約4.0m舗装私道（建築基準法第42条1項5号）	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況 （宅地部分）	現況	低層住宅	
	物件2の隣地の状況	東：住宅	西：住宅
		南：駐車場	北：道路
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ，まず，対象建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。閉鎖登記簿による確認では，明治時代より複数の個人間で所有権移転され，平成15年に住宅開発会社を取得して開発の後，平成17年に現債務者兼所有者が所有権取得した。また，昭和40年以降の過去の住宅地図による確認では，当時は空地であったが，昭和47年頃から低層住宅の敷地として使用され，平成17年に現在の建物が建築されたと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断され，ヒアリングからも土壌汚染について特段の情報は得られなかったが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

①（物件3/専有部分）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日	平成17年6月19日 新築 （登記記載）
	経過年数	約21年
	経済的残存耐用年数	約4年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング 等
	内 壁	ビニールクロス貼 等
	天 井	ビニールクロス貼 等
	床	フローリング 等
	設 備	電気，給排水設備，ガス 等
	そ の 他	特にない。
床面積（現況）	延 80.30㎡	
	増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	3LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	債務者兼所有者が居宅として占有している。詳細については、現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<p>(1) 1階のトイレ東側に外部から出入りできる物置がある。</p> <p>(2) 2階南東側洋室の上部に可動式梯子で上るロフトがある。</p> <p>(3) 目的建物はオール電化住宅であり、屋根上に太陽光発電パネルが設置されている。</p> <p>(4) 債務者兼所有者の陳述によると、2025年10月頃に給湯器を新しく交換したとのことである。</p> <p>(5) その他については概ね経年相応の老朽化と判断され、維持管理状況は普通であった。</p> <p>(6) 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>(7) 建築確認あり，検査済証あり。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1, 2の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価補正率 エ	建付地価格 千円未満四捨五入 (円) オ= (ア×イ×ウ×エ)
1 私道部分	136,000	0.05 私道部分価値率	16.58	—	113,000
2 宅地部分	136,000	1.00	75.97	0.90	9,299,000
合計					9,412,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

○地価公示 東大阪-22

$$143,000 \text{ 円/m}^2 \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{102} \times \frac{100}{103} \div 136,000 \text{ 円/m}^2$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
1.00	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.02

街路	接近	環境	行政	将来	その他	相乗積
1.01	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03

イ 個別格差 : (宅地部分)

規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(私道)

0.05 ※私道部分の現況利用状況、道路の種類等を考慮して査定。

ウ 地積 : 登記数量を採用した。

エ 建付減価補正率 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 エ= (ア×イ×ウ)
3 (主である建物)	200,000	80.30	0.14	2,248,000

$$\text{現価率} = \left[\frac{\text{※1}}{0.05} + (1 - \frac{\text{※1}}{0.05}) \times \frac{\text{※2}}{4} \div \left(\frac{\text{※2}}{4} + \frac{\text{※3}}{21} \right) \right] \times (1 - \frac{\text{※4}}{0.30}) \div 0.14$$

※1	: 残価率	5.0%
※2	: 経済的残存耐用年数	約 4年
※3	: 経過年数	約 21年
※4	: 観察減価率	30%

2 評価額の決定

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 千円未満四捨五入 (円) ア×イ=ウ
2 宅地部分	9,299,000	法定地上権	0.50	4,650,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) 〔1 (1) オ・1 (2) エ〕 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) 〔2 (1) ウ〕 イ	占有減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 キ=〔(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ〕
1	113,000	-		1.00	0.70		80,000
2	9,299,000	△4,650,000		1.00	0.70		3,250,000
3	2,248,000	+4,650,000	1.00	1.00	0.70	0	4,830,000
一括価格(合計)							8,160,000

ウ 占有減価

対象建物について買受人の引受となる占有権は存せず、減価は要しないものと判断した。

エ 市場性修正率

本件の場合には不要と判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価(敷金等)

本件の場合には不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [東大阪-22]

所 在	東大阪市新池島町2丁目1377番17「新池島町2-15-5」
価 格	143,000 円/m ²
位 置	近鉄奈良線 東花園駅の南東方 約850m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	117 m ²
供給処理施設	ガス, 水道, 下水
接 面 道 路	東側 幅員約4.0m市道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率200%) 準防火地域
地 域 の 概 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	0 円
物 件 2	6,632,181 円
物 件 3	2,816,763 円

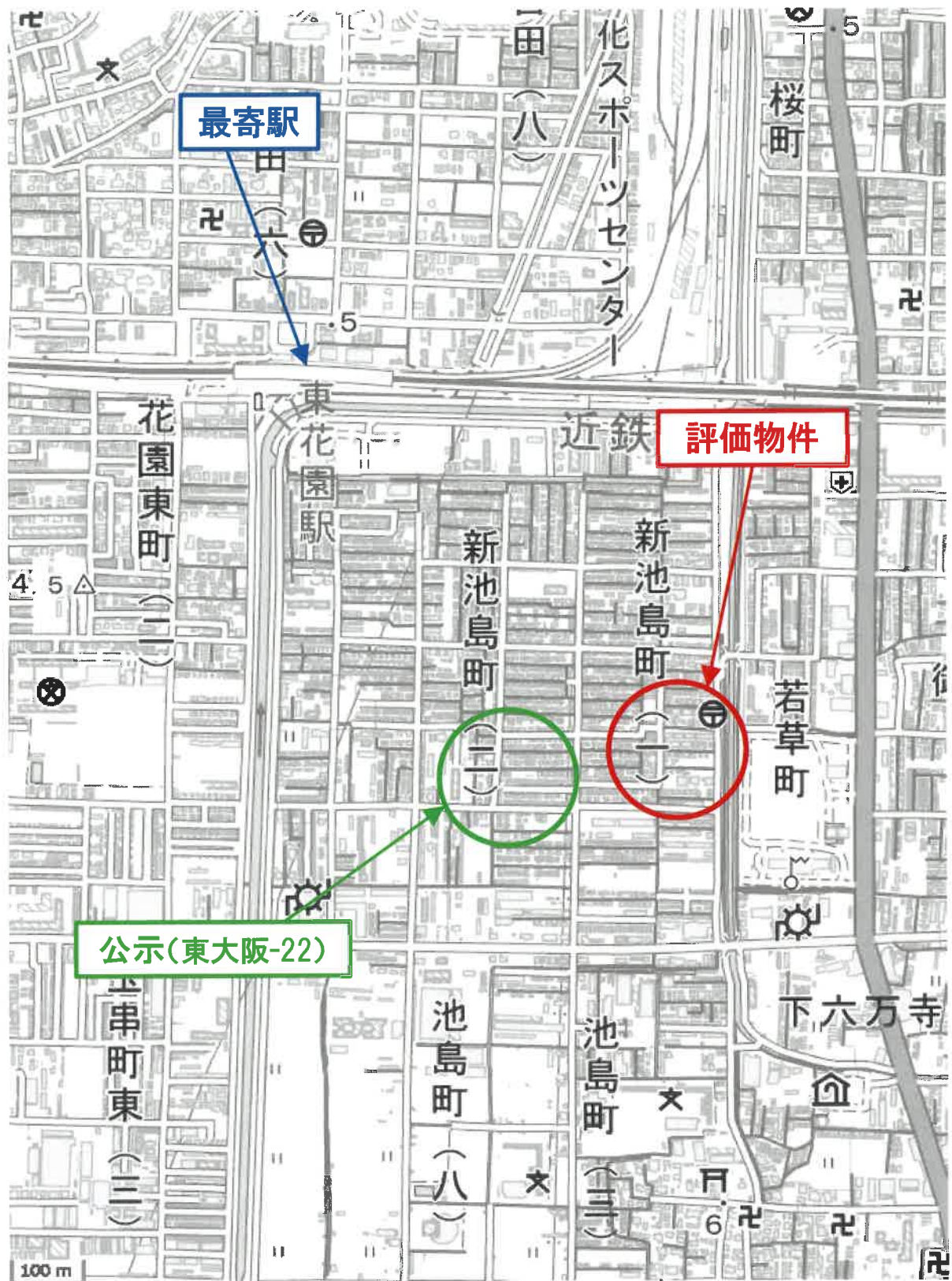
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

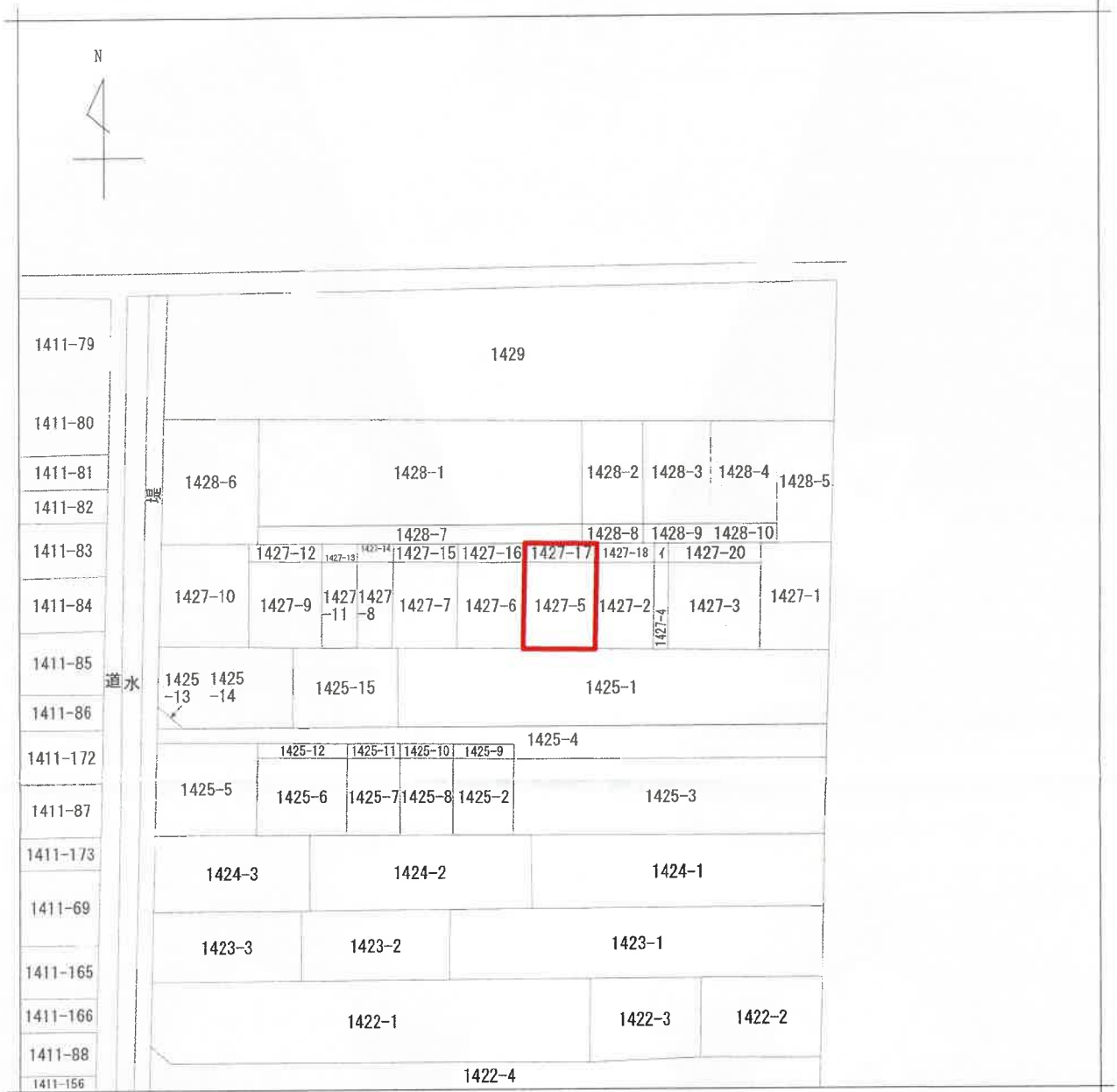
物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 16.58平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目 |
| | 地 番 | 1427番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 75.97平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東大阪市新池島町一丁目1427番地5 |
| | 家屋 番号 | 1427番5の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.73平方メートル
2階 40.57平方メートル |





位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
新池島町
1丁目

請求部	所在	東大阪市新池島町 丁目			地番	1427番17		
出力	縮尺不明	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年11月18日
大阪法務局

地図整理番号：M49385
(1/1)

登記官



公図(写)

登記年月日：平成11年3月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局東大阪支局管轄)
 令和7年11月18日 大阪法務局 登記官

A4版に縮小

5073601

前 1427-5 後 新
 地 番 1427-5-17

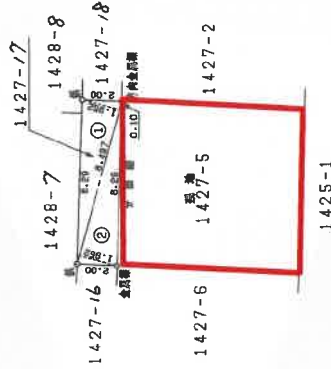
地積測量図

土地の所在 東大阪市新池島町1丁目

三斜求積表

地番 NO	底辺	高さ	倍面積	地積
1427-17	8.497 X	1.952 =	16.586144	
	8.497 X	1.952 =	16.586144	
	合計	33.172288		
	面積	16.5861440 ㎡		16.58 ㎡
	公積	5.0173		
1427-5	公積	92.5657900 ㎡		
	総計	16.5861440 ㎡		
	現地	75.9796480 ㎡		75.97 ㎡
	坪	22.9838		

*使用経路名 JEC GEO STATION システム



11.3.25

縮尺 1/250

申請人

(平成10年12月17日作製)

作製者

地図整理番号：M49387

地積測量図(写)

登記年月日：平成17年6月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局東大阪支局管轄)
令和7年11月18日 大阪法務局

建物図面

各階平面図

6105596

家屋番号 1427番5の2

建物の所在 東大阪市新池島町一丁目1427番地5

17.6.27

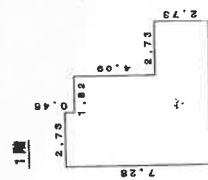
平 17 6 27



1階

求積表	
2.73 X 0.49	1.2658
4.66 X 6.82	31.0810
2.73 X 2.73	7.4629
計	39.7397

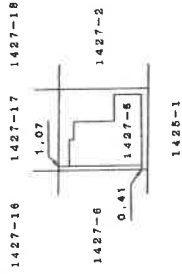
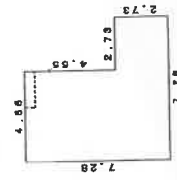
床面積 39.73 m²



2階

求積表	
4.66 X 7.28	33.1240
2.73 X 2.73	7.4629
計	40.5769

床面積 40.57 m²



製作者

土地家屋調査士

6月22日(作)

縮尺 1/250

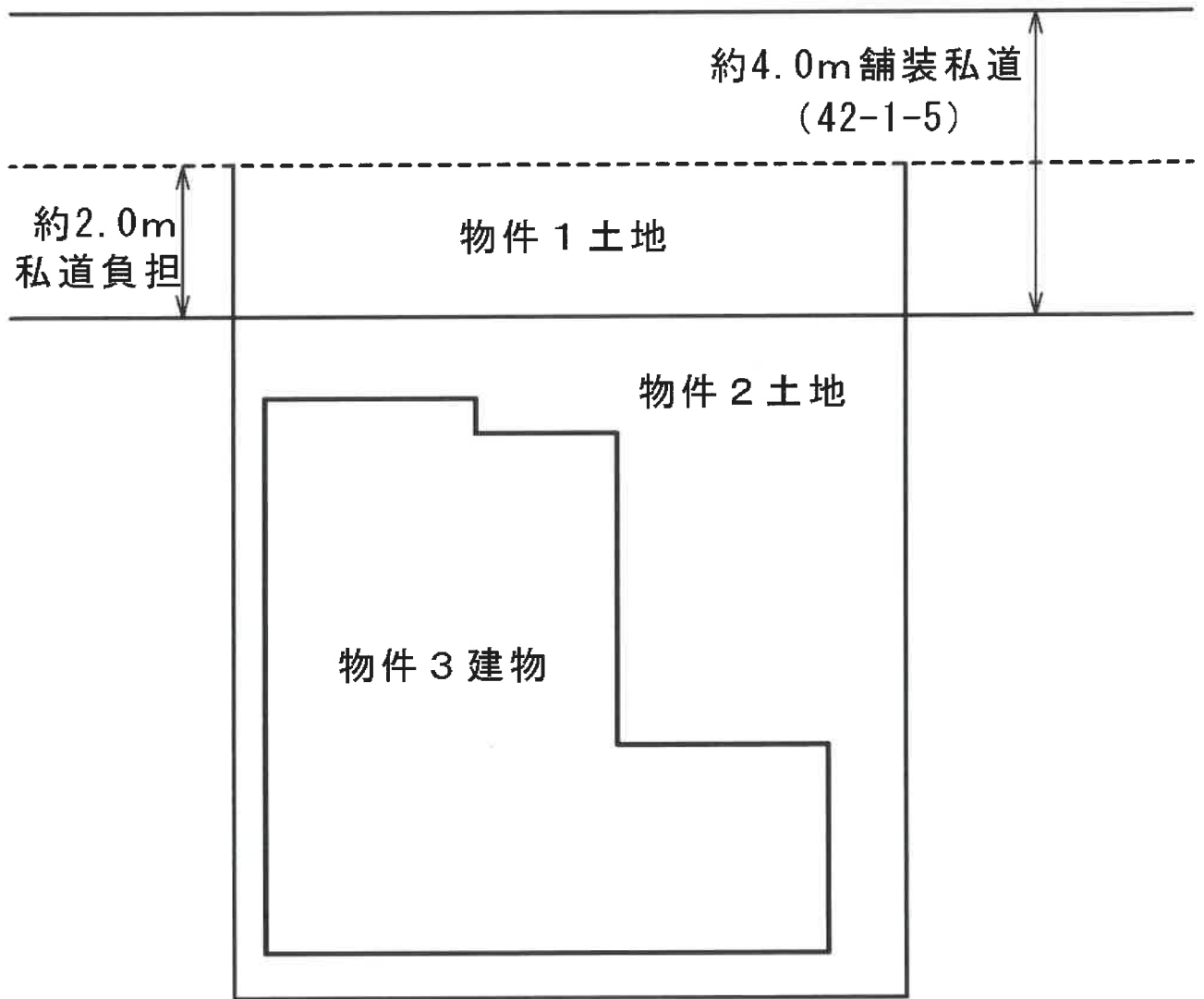


申請人

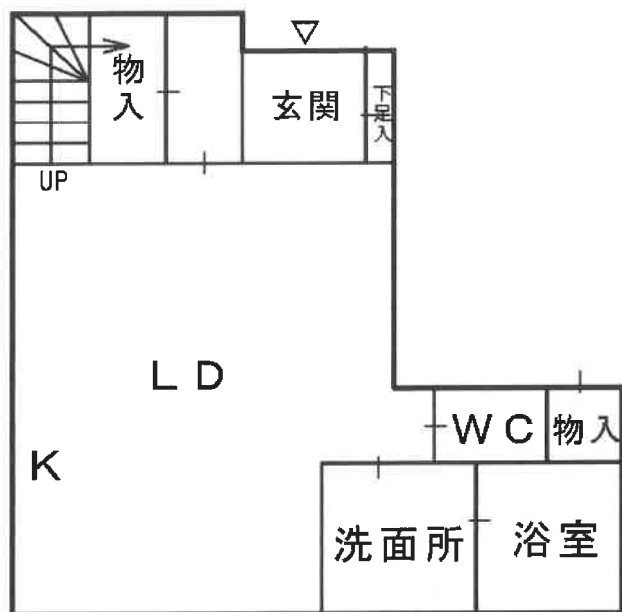
縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

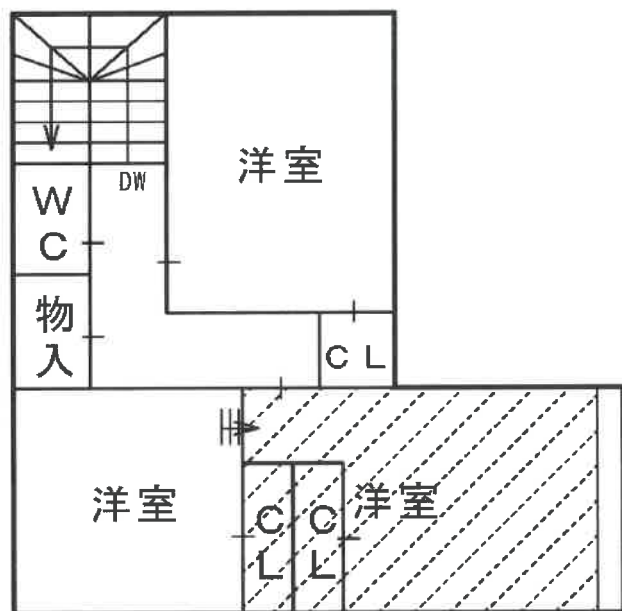
地図整理番号：M49388



土地建物位置関係図



1 階



2 階



間取図(概略)